

特定金属くず買受業を営む者の義務

盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律（令和7年法律第75号）
盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）

法律の目的

本法は、金属ケーブル、高級自動車等の盗難被害が社会問題となっていることを踏まえ、盗難特定金属製物品の流通・処分を防止するための規制を設けるものです。

特定金属くず買受業とは

「特定金属くず買受業」とは、特定金属くずの買受けを行う営業のことです。

「特定金属くず」とは、主として銅により構成されている金属くずのことで、これらの買受けを行う営業を営もうとする場合、本法の規制の対象となります。

特定金属くず買受業を営む者の義務

第3条 届出

特定金属くず買受業を営もうとする者は、営業所ごとに**都道府県公安委員会に届出**をしなければなりません。
また、特定金属くず買受業を**廃止**したときや届出をした事項に**変更**があったときにも、別途届出が必要となります。

《届出の種類》

- ・ 営業開始届
- ・ 営業廃止届
- ・ 届出事項変更届

第5条 氏名等の表示

特定金属くず買受業の届出をした者は、
・ 営業所ごとに、公衆の見やすい場所
・ ホームページ
(例外あり)

に**氏名又は名称**、届出をした**公安委員会の名称及び届出番号等**を表示しなければなりません。

特定金属くず買受業

開始届出書を提出した公安委員会	長崎県公安委員会
届出番号等	第 号
氏名又は名称	
営業所の名称	

第7条 本人確認義務

特定金属くずの買受けを行おうとするときは、買受けの相手方の**本人特定事項**の確認を行わなければなりません。

↳ **本人特定事項**

《個人の場合》氏名、住居及び生年月日

《法人の場合》名称及び本店又は主たる営業所の所在地



※ **本人確認方法**の詳細は裏面参照

第8条 本人確認記録の作成義務

以下の内容を記載した**本人確認記録**（文書又は電磁的記録、**添付資料**を添付）を作成し、**3年間保存**しなければなりません。
※ **添付資料**の詳細は裏面参照

- ・ 本人特定事項
- ・ 法人の場合は、取引の任に当たっている自然人の本人特定事項
- ・ 本人確認を行った者の氏名
- ・ 本人確認記録の作成者の氏名
- ・ 本人確認書類、補完書類*等の提示、送付、送信等を受けた日付
- ・ 本人特定事項の確認を行った方法
- ・ 本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号等
- ・ 氏名及び名称と異なる名義の場合は、その理由

第9条 取引記録の作成義務

以下の内容を記載した**取引記録**（文書又は電磁的記録）を作成し、**3年間保存**しなければなりません。

- ・ 相手方の氏名又は名称
- ・ 日付及び時刻
- ・ 特定金属くずの量、特徴及び価格
- ・ 代金の支払方法
- ・ 口座番号等（本人確認を不要とした場合）



第10条 警察官への申告義務

取引の態様その他の事実に照らして、買受けに係る特定金属くずが**盗難特定金属製物品**に由来するものである疑いがあるときは、**直ちに警察官に申告**しなければなりません。
取り扱う金属くずが窃盗の被害品である可能性があるときは、**すぐに下記連絡先等に連絡**するか、緊急の場合は110番通報をお願いします。



問合せ先

長崎県警察本部

生活安全企画課営業第二係

TEL 095-820-0110（内線3186、3187）



○本人確認の方法と本人確認記録の添付資料

No.	対象	確認方法	添付資料
1	個人	「写真付き本人確認書類*」の提示を受ける。	本人確認記録の写し
2		「本人確認用画像情報(特定金属くず買受業が提供するソフトウェアを使用して撮影させた容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報(記載されている氏名、住所及び生年月日、貼り付けられている写真並びに写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認できるものに限る。))」の送信を受ける。	本人確認用画像情報又はその写し
3		「本人確認用画像情報(特定金属くず買受業が提供するソフトウェアを使用して撮影させた容貌の画像情報)」の送信を受けるとともに「写真付き本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に記録された情報」の送信を受ける。	氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し
4		「特定電磁的記録*」の送信を受けるとともに、その特定電磁的記録が相手方のものであることの確認を行う。	特定電磁的記録又はその写し
5		認定を受けている「電子証明書」及び「電子証明書により確認される電子証明が行われた買受けに関する情報」の送信を受ける。	確認を行ったことを証するに足る電磁的記録
6		地方公共団体情報システム機構が発行した「署名用電子証明書」及び「電子署名が行われた買受けに関する情報」の送信を受ける。	
7		署名検証者である者が発行し、特定認証業務の用に供する「電子証明書」及び「電子署名が行われた買受けに関する情報」の送信を受ける。	
8		国籍及び旅券等の番号の記載がある「旅券」又は「乗員手帳」の提示を受ける(国内に住居を有しない外国人に限る。)	旅券等の写し
9	法人 取引の任に当たっている自然人の本人に加え、法人に関する右記の方法	取引の任に当たっている自然人から、法人の「登記事項証明書」又は「印鑑登録証明書」の提示を受ける。	本人確認書類又はその写し
10		取引の任に当たっている自然人から、①以外の法人の「官公庁が発行・発給した法人の名称及び本店等の所在地の記載がある書類」の提示を受ける。	登記情報又はその写し
11		取引の任に当たっている自然人から法人の「名称」及び「本店等の所在地」の申告を受け、「登記情報提供サービス」から登記情報の送信を受ける。 上記の方法に加え、本店等に宛てて、「取引関係文書*」を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する(非対面の場合)。	
12		取引の任に当たっている自然人から法人の「名称」及び「本店等の所在地」の申告を受けるとともに、国税庁が公表している法人の「名称」及び「本店等の所在地」を確認する。 上記方法に加え、本店等に宛てて、「取引関係文書」を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する(非対面の場合)。	公表事項又はその写し
13		取引の任に当たっている自然人から「登記事項証明書」、「印鑑登録証明書」等又はその写しの送付を受けるとともに、書類に記載されている本店等に宛てて「取引関係文書」を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する。	本人確認書類又はその写し
14		取引の任に当たっている自然人から、登記官が作成した「電子証明書」及び「電子署名が行われた買受けに関する情報」の送信を受ける。	確認を行ったことが分かる電磁的記録

※本人確認を不要とする場合

- ・過去に買受けたことがある者からの買受けを行う場合で、代金の支払いをその者の口座への振込により行うとき(過去の本人確認記録と同一であることの確認が必要)
- ・特定金属くずを自ら輸入するとき

○用語の意味

*写真付き本人確認書類	①運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、特別永住者証明書、個人番号カード、旅券、乗員手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳 ②官公庁から発行・発給された氏名、住所及び生年月日の記載があり、官公庁が写真を貼り付けたもの(1回限り発行・発給されたものに限る。) ③日本国政府の承認した外国政府等の発行した①又は②に準ずるもので、氏名、住所及び生年月日の記載があり外国政府等が写真を貼り付けたもの
*特定電磁的記録	個人番号カードの電磁的記録のうち、氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの
*取引関係文書	特定金属くずの買受けの領収書その他の取引に関する文書
*補完書類 ※表面参照	①税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書又は公共料金の領収証書 ②官公庁から発行・発給された氏名及び住居の記載がある書類 ③日本国政府の承認した外国政府等の発行した①又は②に準ずるもの